

平成31年度第4回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和元年12月23日（月）午後3時から午後6時まで
開催場所	市役所東庁舎1階 会議室101
出席者	三浦会長、小口委員、手塚委員、金子委員 石田委員、徳本委員、市川委員、中川委員
欠席者	宮本副会長
事務局	市民活動支援課 岡田課長、紫尾主事
傍聴者	1名
議題	(1)平成31年3月各委員からの意見及び平成29年7月25日答申への対応についての審議 (2)答申書の提言事項に対する検討
資料	【資料1】平成29年7月25日答申及び平成31年3月各委員からの意見について 【資料2】答申（案）平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 【資料3】各委員からの提言内容

（会議趣旨）

- 平成30年度に実施した市民参加対象事業に対する総合的評価を行った。
- 提言事項に対する検討を行った。
- 平成31年3月各委員からの意見及び平成29年7月25日答申への対応についての審議を行った。

（会議内容）

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題

（1）平成30年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

○a委員 議題は、二つございます。

一つ目は、（1）平成29年7月答申とありますけれども、これは参考資料程度になるかと思っておりますので、内容は、後半の1年前の各委員からの意見ですが会議としてオーソライズしておりませんでしたので、それが一つ。

二つ目としては、答申書の提言に対する意見と提言の内容です。というのが主な議題になります。

ただ、前回の会議以降、宿題だった答申の総合コメントを各委員からいただいておりますので、それをおさらいして、答申の総合評価のコメントについて確認をしたいと思います。その次に、提言、資料3についての話をさせていただいて、最後に、1年前の各委員からの意見もあわせて検討して、提言をまとめるという形にしたいと思います。

さらに言えば、答申案には前文もついておりますので、きょう時間があれば、前文につい

でもご審議いただくことにしたいと思います。

一つ目、資料2になりますけれども、事務局のほうからも答申の原案のような形で、表紙から前文、それから提言、総合評価の資料をいただいておりますので、この中から総合評価のコメントについて、4ページになろうかと思っておりますけれども、ここからチェックしていきたいと思っております。

これは事前にお配りしてありますので、各委員さんもうらんになっているかと思っておりますけれども、前からずっと順を追って確認していきたいと思っております。ご案内のように、見え消しという形で修正バージョンを行っております。

では、1ページ、自殺対策計画の策定についての主に総合コメント、それから気がついたところがあれば、それぞれの例えば4ページのところで一番下の手法に対するコメントについてもご意見をいただきたいと思っております。

○h委員 消したのはわかるのですけれども、アンダーラインはどういう意味だったのでしょうか。

○事務局 アンダーラインは、追加したものになります。

○a委員 ①番なのですけれども、公募委員をふやすというのであれば、生きてもいいのかなという気がいたしました。いかがでしょうか。

○h委員 なくても。

○a委員 わかりました。消したままにしましょう。ですから、①番は、1名と少なく公募委員の募集定員をふやすべきだったということですね。

○e委員 会長が言われるとおりで、市民の意見を反映させるためには公募委員の募集定員を複数以上にするべきだったというふうに、1名と少なくふやすべきであったと、これでわかるのですけれども、一般の人が読んだときに何でふやすべきかと言ったら、市民の意見反映のためには1名では心許ないということですね。だから、それはそれで専門家の委員会のように感じる、これは不要だと思うのですけれども、そのことを盛り込んだらいいと思うのですけれども、市民の意見を反映させるためにはもっとふやすべき、あるいは複数以上にすべきだったと。

○a委員 複数という話は、またe委員別なほうで出てくるから、ここはこれでおさめておいたらどうですか。

決をとりますけれども、前の専門家のところだけ削除して後半を生かすという話と、前半も後半も全部にしちゃうという意見がありますけれども、どちらにしますか。

○c委員 会長の話で、市民の意見を反映するで。

○a委員 次にいきます。下のほう4ページなのですけれども、④番、図書館で行われていないを入れたらいかがでしょうか。

○c委員 情報公開の場面でいろいろなところで出てくるのですが、図書館が抜けているケースが多いですが、何か意味があるのですか。

○事務局 審議会の公開に関する指針みたいなものがあるのですけれども、その中に情報公開はこういうところにしてねというような項目があるのです。情報公開コーナー、ホームページ、広報とかに載せてねというのがあるのですけれども、そこには図書館でやりなさいという記載がなかったのです。その指針に沿って担当が事務を進めていくと、漏れ落ちてしまうということがありまして、今年度、総務のほうに話をして、ここに図書館を加えるよう

にとお願いをして、図書館のほうは今、加わっていて、実際に図書館に専用の掲示板を設けて張り出されているというような状況です。

○e委員 平成27年度の市長答申で情報公開場所の3原則というのははっきり出ているわけなのです。

あと、公開指針に落ちていたから図書館になかったというお話なのですがけれども、どちらが上かといったら、市長答申のほう为重みとしたら多分、上のはずです。公開指針というのは実務的なものですから。だから公開指針に落ちていたから図書館ではありませんでしたというのは、何か説明になっていないような気がする。じゃあ市民参加推進会議の市長答申って、そんな軽いものですかという話になりますので、その辺は気をつけていただきたいと思います。

○g委員 みんな何々すべきだったという語尾がなっているのがほとんどなのですがけれども、すべきである、まで言っちゃっていいのかなというところが私はありまして。

○a委員 それは全体を通しての話ですね。今回は、意外とそういう言い方が多いのです。

○g委員 そうですね。だから、これが例えば何々してほしかったとかぐらいの、市民立場で行くと、それぐらいのかなと私なんかは思ってしまうのですがけれども。どうなのでしょう。皆さん、何とも思いませんでしたか。

○d委員 私もそれはちょっと思ったのですがけれども、ものによって少しニュアンスを変えたほうが伝わりやすいかなというのはあるかなという気は私もしました。

○e委員 確かに、べきという表現はきついのです。耳にはきつい表現がする。じゃあ、したほうがよかったとか、してほしかったとか、こうしていただけないでしょうかという、何かそれで答申を市長が受けて、何ですかという話になりますね。だから、こうしてくださいということなのでしょう、これは。

○a委員 そこはd委員がおっしゃるように、若干のニュアンスがあって、べきなのか、思うのかみたいな、去年も、べきという言葉を使ってはいるのですがけれども、あんまり全体的なことはなかったかもしれない。

○c委員 答申書だからいわゆる普通の市民が、私はこんなふうに思うというのはいいのです。しかし、ここは市長から諮問されている委員会だから、こうしてほしいとはっきり言ったほうがいいと思うのです。わかりやすく言うと、委員を入れるべきであったと書いたほうがいいと思います。

○a委員 それと、進めて5ページ目です。4番、5番も図書館の問題なのですが、事前周知も結果公表も図書館だけなので、4番、5番は合併して、事前周知及び結果公表は図書館で行われていないといことでよろしいのじゃないかと思います。

○c委員 はい。いいと思います。

○a委員 あとはございますか。5ページは終わり。

6ページ、水道料金、これも見え消し部分が総合コメントで2カ所ほどございますが、どうでしょう。

○g委員 2番の公募委員の女性の比率の話なのですがけれども、4対1と隔たりがありと書いてあるのですが、女性の比率が4対1で、どちらが多いのということで、1対4かなと。

○d委員 男の人が多いということ。

○g委員 女性が少ないということ。なので、女性が少ないことが言いたいものだけれども。
○a委員 男が4、女が1で、ここは多分、女性のことを強調したいのだろうから、女性が少ないという言い方でいいですか。正確に書こうという趣旨かと思えます。少ないでよろしいですね。偏りじゃなくて、少ない。よろしいですか。では、8ページ。

○e委員 8ページのところで、その他の方法を結果公表、これが情報公開コーナーで、現時点ではあるのですけれども、我々が審議した10月時点では見られなかったのです。だから、これはいつの時点で捉えるのか。4番です。

○事務局 ここは担当課に聞いたのですけれども、この年度に設置したということだったので。

○e委員 現時点ではあるのですね。

○d委員 評価したときにはなかった。

○e委員 前年度の事業ですから、今年度はなかったらいけないですね。だけど、これを審議するに当たって、今年の9月か10月か、情報公開コーナーに見に行ったら、なかったのです。

○事務局 e委員がおっしゃられるように、30年度のときには、何も情報公開コーナーでは公開はされていない状況だったということで、今年度に設置した。評価時点ではなかったのですね。

○a委員 1年前で言えば、情報公開コーナーを消せばそれでよろしいのですね。

○e委員 そうです。

○a委員 9ページ、情報提供、これも総合コメントから追加分と見え消し削除部分がございます。総合コメントがなければ、下のほうの審議会のコメントいかがですか。

じゃあ、10ページいかがですか。よろしいですか。

続いて11ページ。

○e委員 11ページの下コメントなのですけれども、アンケート調査をされているのに、審議会ではそれが載っていないということで、これを入れたのですけれども、これは総合計画前期と後期とあって、アンケートについては、総合計画の前期のほうで諮られていたのであれば、このコメントは不要になるのかなと思って、前期まで当たってないのですけれども、後期の審議会の中では、アンケート実施というのが出ていないのにアンケートがされたので、どういうことかなと思って入れたのですけれども、これらは前後期連続ということで、総合計画の前期基本計画の中でアンケートの実施が決まっているのであれば、これは不要のかなと思う。

○事務局 前期か後期がどうかという部分を確認していないのですけれども、このアンケートについて、担当課に会議の中で審議しましたかというのを聞いたのですけれども、こういうアンケートをやりますということで、資料としては出しているけれども、審議はしていないということだったので、それで残しています。

○a委員 一般でいけば、アンケートをやるかどうかを審議会にかけるかどうかというのは担当課の判断なのだからという意見もあるのかもしれないです。何でもかんでも出すというのものもあるのかもしれませんが。ただ、今回は出していない。

○事務局 資料としては出したのですけれども、中身については議論していない。

○a委員 ただ、諮ったほうがよかったんじゃないのという意見が出たということに記載す

れば、これでよろしいですか。

○e委員 それは前期計画の審議会ですから。

○事務局 前期に当たります。

○a委員 じゃあ、これはこのまま載せますか、こういう表現で。ほかの委員の方どうですか。

○e委員 残して、①というのは不要ですから、①は取っていただいて。

○d委員 私、審議会の委員なのですけれども、審議会はありましたが、さっきおっしゃるように、アンケートをやりますという資料をもらって、結果はこの間の12月のときに、アンケート結果を見ましたという感じでした。

○a委員 わかりました。これは、そういうことで、①は一つしかないので外しますけれども。

12ページ、コミュニティ、やっとできましたという感じですか。

次、13ページ、白井市子ども・子育て、これも総合コメントについては、ご意見をいただいてアンダーラインで追加した部分と、下のほうの見え消しの部分が合体しうまく整理していただけたのではないかと考えております。

○c委員 図書館には、事務局からきちっと話しておいてください。余りにも図書館が目立っています。

○g委員 すみません、1番の審議会の女性の多いのを大変評価するというところを、子育ては女性の役割という面から考えると、ちょっと偏りがあるように私は思うのですけれども、これを評価しちゃうと、どうでしょう。男女共同参画の視点からいくと、問題ありだと思ふのですけれども。むしろ半々いたほうがよかったのじゃないか。福祉と子ども・子育てって案外、女性の委員が多いですから、ちょっと私は。

○d委員 例えばなのですけれども、他の審議会と比較して女性が多かったが、子育ては両者が行うものなので、同じぐらいの人数のほうがよかったのじゃないかとか、そういう書き方を例えばするとか。

○h委員 検討というのを抜かしたらどうでしょうか。検討テーマってありますよね。検討テーマから見て、大変評価できるだから。

○c委員 ここは、他の審議会に比べて女性が多く参加したことは、大変評価できると記載していきます。

○d委員 多分、両方の数がということですよ。だからあえて両方同じぐらいのほうがいいんじゃないということなのだと思うのです。

○g委員 大変じゃなくて、評価できるが。

○d委員 子育ては両方で行うものなのでとか、そういう感じですか。

○a委員 バランスですね。公募委員の話はまた別なのだね、男と女とは別なのね。公募委員の割合が2割というのは、これはまた別の話ですね。男と女の話ではないのね。

○d委員 これ②とか別につくればいいのじゃない。

○c委員 評価できるで切っておいて、d委員の気持ちはよくわかるのですけれども、男女平等というのは、あんまりしつこすぎます。

○a委員 じゃあ、1番のところは、他の審議会に比べて女性が参加したことは評価できるで、一つとめる。男女のバランスは入れなくていいですか。男女のバランスも考慮すべきぐ

らいに。事務局、流れは別にして、評価できるで一つ区切って、男女のバランスを考慮すべきだったのかなど、すべきになっちゃうけれども、考慮する必要があったかもしれないみたいな、男女のバランスを入れましょう。

○i委員 私はそれに反対です。男女のバランスを考えると、50%の女性、男女が1対1にならないとバランスが合わなくなる。だから、そこは入れなくても、男女のバランスなんて言うと、また別の話がついてきちゃう。だから、このままでいいんじゃないかと思うのですけれども。

○a委員 わかりました。g委員、どうしますか。男女のバランスまで入れなくても、こういうことで是とする。

○g委員 でも、この評価だけだと。それこそ女性の仕事で認めている感じがするのです。
+

○i委員 バランスを書きますと、何でバランスをとらなくちゃいけないかという表現もないとおかしいのです。

○d委員 でも、例えばそうすると、さっきの水道料金の改定も、男女比が4対1というのを言っているから、別におかしくはないのです。

○a委員 そこは男女のバランスも入れて案をつくってみてください。最終的に次回、全体のまとめのときにしましょうか。

13ページはいいですね。繰り返しですけれども、審議会のほうは、3番の会議録のところに入れていただくと。

14ページ、このところは、結果公表となるのだけれども、1番が3番、2番が1番、3番が2番。流れとしては上の表には合うような気がします。

○g委員 順番が変わるということですね。

○a委員 14ページで、総合コメントの評価を終わりますが、さっきの男女のバランスの話はおいておいて、全体について、何か意見はありますか。コメントについて。

なければ、その次よろしいですか、進めさせていただいて。

(2)平成31年3月各委員からの意見及び平成29年7月25日答申への対応についての審議

○a委員 次は、資料3、これは各委員から提出していただくことにして、事務局でまとめていただきましたが、e委員とd委員からいただいておりますので、提言内容について検討したいと思います。

○i委員 その前に、これはいつのでしたっけ、平成31年3月の説明。

○a委員 それで、これをやってから、冒頭にご説明しました、確認からの3列、1年前の以下に触れたいと思いますので。

○i委員 これを検討した上で、こちらの資料3に入るのじゃないかなと思ったのです。

○a委員 今回は、提言は去年、一応整理できたわけですね、1年前は。それで、ことしの分をまずやっておいて、あと審議未了のところについて入れるかどうかも含めてやったらどうかという段取りで、冒頭に説明したのですけれども。

○i委員 そうですか。私はまもなく、この公募委員としての任期は終わってしまうのですけれども、私は3年前か、2年前から始まったのですか。

○a委員 3年。

○i委員 最初に提言して、こうすべきではないかというコメントを出したのですが、いつもこの話になる寸前に時間がタイムアウトになってしまいました。

○a委員 その気持ちは十分わかっています、それでさっきも冒頭に申し上げましたけれども、順番とすれば、ことしの分をまずやって、こっちやったらどうですかと申し上げたのですけれども、順番は逆でもいいです。

○i委員 ぜひ逆にしてもらいたいです。

○a委員 皆さん、どうですか。

○d委員 大丈夫です。

○a委員 いいですか。それでは、資料1に戻って、資料1は、平成29年度条例の見直しか、ということです。これは参考ということで、その裏に1年前の委員からの意見というものがあります。i委員がおっしゃるように、1年前に提言をまとめようとしたときに出た意見をこれで整理していただいたのですけれども、今回、皆さんに配った右側のほう、これが新たに事務局からコメントをいただいています。という認識でよろしいのですね。

○事務局 はい。

○a委員 ということで、上からまいりますか。

1番、公文書管理と公開についての改善について、各委員会からの意見がありましたけれども、それについて右のほうで、事務局でまとめていただいた補足がこういうことです。事務局からは、記載のとおりですということですが、これについて、さらに質問やご意見はございますか。

○f委員 なかなか今、ご案内のとおり、国のほうでも、文書の改ざんだ何だかんだと出ていますけれども、どうしても最近、行政のほうのそういう文書の問題は、市民の信頼を得る状態にはなっていないのかなど。気持ちはわかる、私も職員をやっていたので気持ちはわからなくもないけれども、公文書の管理が基本中の基本だと思うので、もうちょっとしっかりやってもらいたいなど。

とりわけ公開に当たっては、最近見ていないのですけれども、ここに書いてあるようなファイル基準表云々とか言っていますが、とにかく一般の市民から見て、それを見たらどういう書類が保存されているのかわかるようなものが示されないと、ほとんど意味を成さないもので、最近どうなっているか、済みません、確認していないのですけれども、この前見た時点では、ファイル基準表では、とても文書の内容がわからないという状態だったので、もうちょっと説明責任を果たすという行政側の責任を基本にした公文書管理にしてほしいなど思っています。ただ、なかなか難しいのかなどは思っています。以上です。

○a委員 ほかに。昨今の国の状況もありますが、公文書管理の話は、市民参加の手法という話とはニュアンスが違うかなという気はしていますけれども、これはこれで、とりあえずこれでよろしいですか。

2番目、市民参加の手法採用の報告。審議しろと言って。これ、e委員でしたか。

○e委員 私です。15、16ページを見ていただいたら一目瞭然なのですけれども、これはこれまでの。これは31年度まで、ずっと評価をまとめて一覧表にいただいているのです。私らは3年目ですから、29年度からなのですけれども、2期やっという方は、26年度以降6年間やっというわけです。ですから、これで見いただいたら、丸がついているのが手法の数です。手法の数と、それから○、×、△というのが対照されているので

すけれども、これで見たら一目瞭然で、○が三つ、だから手法の数が三つ以上やっていたら、まずほとんどのところが二重丸の良好というラインに来ているのです。これは私、26年度対象事業以降で勘定してみたら、三つ以上やっている事業については、13が良好になっていて、6が妥当なのです。だから三つ以上の手法を選んでいれば良好のラインにかなりの確率で行く。ところが二つしかやっていないと、二つの場合にはほとんどが改善要になってしまう。

ですから手法の数が二つ以下であれば、改善要か、あるいは不良しかない。つまり、我々は何回も時間をかけて会議で審議していますけれども、結果的に良好か妥当か改善要か不良かというのは、当初の時点で手法の数を幾つ選んだかということで決まってしまう。我々の評価はコメント（定性評価）と点数（定量評価）ですが、定量評価については、手法の数を選択した段階でほぼ決まってしまう。手法の数が決まるのは、事業年度の一番最初の段階なので、そこで押さえないと、意味がない。だから、前倒しで押さえください、事業が始まったその時点で、起点の段階で考えてくださいということなのです。

というのは、市民参加の手法をとる場合に、例えば審議会を設置したら、審議会を1回開くのに幾らかかりますか、コスト計算が必要ですね。アンケートをやるのだったら、アンケートを何千通出すために幾ら必要になるか、あるいはコンサル会社に外注するのだったら幾ら必要になるのか。そういう予算措置が当然出てくるので、それを押さえてもらったら、今、我々がやっている評価のように後倒しでやらなくても、そこで見えてしまう。そういう指導をしてくださいということなのです。だから今、我々がやっている評価の仕方がいいかどうかかわからないですけれども、少なくとも我々がずっと長期間にわたって行ってきた評価方法は、市民参加の手法を選んだ数とほぼリンクしている。そのことは、15、16ページの表を見たら一目瞭然です。我々が評価する時点で言って、手法の数を追加してやってくださいといっても、できない話です、事業が終わってどう予算をとったか、それは見に行ったらすぐわかるわけです。予算書を見に行くと、この事業の予算書がどうなっているかということを見てくださいという提言です。

○d委員 私は2期目なのですがけれども、1期目のときから、手法の数によって点数が決まってしまうから、逆に言えば、たくさんやればいいのだろうとなっても困るよねという話は前の期のときもしてきて。だったら私たちは、中身を見てそれを判断することで点数にしようねという話になって、もちろん点数のつけ方に問題があるかもしれないけれども、今そのことは、その1期目のときは言えなかったもので、中身をきちんと行って、数だけをやればいいというものじゃないのだということをきちんと私たちが見ることが大事なんじゃないかというふうにして、一応点数をつけてきたと私は認識をしているのですけれども、いかがでしょうかという。

○e委員 それはおっしゃるとおりなのです。だけど……。

○a委員 d委員の話と同じ認識で我々もやってきたのです。もう一つ、平成25年度までは100点満点なのです。26年度以降170点になっているのです。170点には、d委員がおっしゃるように、やった数で5点入るとかという加算方式になったわけ。

これは市民参加の手法をきっちりやってくださいねという気持ちで、これを一つやったら5点という採点方法にしたのだと思うのです。だから、平成25年度まで100点で、平成26年度170点だったということ踏まえれば、評価システムを変えたほうがいいのです、e委員

の疑問を解決するには。

○e委員 昨年、一昨年、随分いろいろな事業の評価をしてきましたけれども、担当者の方が非常によく頑張っているというのがわかるのです。幾つか記憶にあるなかで福祉関係なんかもそうだったと思うのです。だけど、いかにせん手法の数が少ないので、だから前にやった達成率って余り使いたくないのですけれども、その枠内で一生懸命やっておられるのですけれども、いかにせん選んだ手法の数が少ないから、定量評価になると悪い評価しかできないのです。

○d委員 今おっしゃった達成率を入れたのも、その数で評価してはいけないからと達成率を入れたけれども、達成率をやめてくれというから、やめたのじゃなかったですか。

○e委員 達成率は、私は担当者の方の頑張りの評価だと思うのです。だけど我々は担当者の頑張りを評価するのじゃなくて、当市の市民参加の度合いの評価をするのです。それは担当者の方の責任じゃなくて、手法の数をそれしか選ばなかったというのは、担当課長さん、あるいは担当部長さん、あるいは市長さんの判断が悪かったのかわからないと思うのです。だからそれは非常に細かい話をしているのじゃなくて、大きくくりで市民参加の手法をどれだけ選んでやっていくかということが一番大きな話です。それを決めるのは担当者ではなくて、もっと部長さんなり課長さんが決めることなので、それをちゃんとチェックしないで、幾らここで×だ、△だ、○だとやったって、それは非常に詮ない話になってしまいます。

○d委員 ただ、ここの会議でやるのは、やったことに対する評価であって、それを見て担当課の人たちが、自分たちが例えば努力が足りなかったの、こういうことをしたほうがよかったのと振り返るためのものですよ。

○a委員 ほかの方はどうですか。

○c委員 聞いていて思ったのですが、このやり方だったら必ず、いろいろ市民参加をやった方が点数が上がってしまいます。これは、余り意味がないと思います。幾つやったかという点は、そんなに上げる必要はないと思います。一番重要なのは、ヒアリングで、担当課がどう説明するかということでしょう。それを聞いて委員が、点数を加算するような仕組みをつくれればいいと思います。だから担当課ヒアリングというのをもう少しきちんとやってみたらどうでしょう、担当者がどういうふうに考えて、どうこの問題に取り組んだか、情報を市民に提供したのかとか、こういった項目をお話を伺いながら評価に入れるというのをつくって、当然この幾ついろいろなものを行ったのかというのも点数に入れておいて考えたらどうでしょうか。

○g委員 今やっているのが、そのやり方じゃないですか。担当者の話を聞いて、自分が最初につけた点数と、話を聞いて、もうちょっと、この人たち頑張っていたから、こっちの点数を上げてあげようと後から訂正していますよね。

○c委員 ここは項目だけだから、担当者ヒアリングの点数をそれぞれ担当者から聞いているわけだから、担当者から聞いたうえでヒアリングの点数を入れるような仕組みをつくれればいいのです。

○a委員 全体を補足できるような枠組みを考えたらどうですかという、抽象的な言い方ですけれども。

○c委員 ただ市民参加の手法を、幾つやったかというのは、それはそれで実質的だから、そこは評価するとしても、それだけじゃなくて、もう少し違う項目を入れる必要がありま

す。

○a委員 だから達成率として相対評価と絶対評価みたいな言い方がよかったかどうか分かりませんが、一つでも二つでも頑張ったねと見る方法なのだろうと思っています。

○e委員 お話なのですけれども、担当課ヒアリングの結果で、評価点数ってそんなに動いてないのです。

○a委員 以前はヒアリング前の点数と、ヒアリング後の点数も入れたのです。そういう試みもやっているのです。

○e委員 私自身は、担当課ヒアリング前と後で、かなり点数を動かしたのですけれども。

○a委員 いや、動いている部分があるし。

○e委員 悪い方に。

○c委員 担当者ヒアリングの点数を入れる項目を一つふやせばいいのです。

○a委員 評価方法の話でしょう。

○c委員 だってそうでしょう。水道課の料金値上げを市民参加でやったわけですから。一般に市役所の職員は料金値上げは誰もやりたくないのだから、料金値上げの市民参加行ったことは評価すべきです。学校給食や保育園なども料金値上げを議会に出すなんて職員はやりたくないのだから気持ちはわかります。しかし、値上げを提案しなかったら、行政が適正に運営できないから、担当なら料金値上げも提案する。それを市民参加で、水道は行った。話が点数になるような項目をちゃんとつくっておけばいいと思います。

あとは点数バランスです。単純に、市民参加の項目を幾つやったら何点になるのということと、一番重要なのは、話を聞いて、委員個人がどう点数をつけるか。そこは結構点数のウェートを上げてあげれば変わると思います。

○g委員 そもそもが、何か三つやれば何点で、やった勝ちじゃないけれども、大したこともやっていないのに、手法をたくさんやったから点数が上がってというのがあったので、見せかけじゃないかというような部分があったので、担当者に話を聞けば、そのところが見えてくるということで、新しく担当者に聞くことになり、それが今度は、全部の話が聞けるようになってきたので、随分変化して、最初のころに比べると、よくはなっていると思っていますのですけれども。

○d委員 今回のヒアリングでスタートしても、点数の枠が決まっていて、基準・水準に合うかどうかで見るしかないじゃないですか。それをプラスつくれば、確かにヒアリングによる個人の意見の裁量が、そこにつくという形ですね。

○c委員 市民参加を幾つやったかというのは、100点のうち60点ぐらいはそこで計算すると。残り40点は、それぞれの委員がヒアリングで聞いて、最高40点なら40点でいいです。10点から小刻みに点数を入れて、その両方の合計で評価していくと。そのやり方は、事務局で少し考えていただいたらと思います。

○a委員 f委員、いかがですか。

○f委員 より根本的にというか、何のための市民参加なのかということを考えると、結構面倒くさいことになるのですけれども、ただ、今の市民参加は、手法で一律に5点、それで基準その他でまた加点されるという。e委員が先ほどから問題提起されていることを考えると、例えば審議会を公募委員を十分入れて、それで専門家の意見、専門家の知見が入るように委員を入れて、審議会の審議としても非常に充実した審議、検討が行われたということ

と、パブリックコメントを形式的にやって、2週間だけやって、誰も意見はありませんでしたというのが、同じ点というか、ウエートの全然重たさが違うと私は思うのです。それを同列にして点数をつけている配分が、そもそもどうなのかなというのが根本的に昔からあって、そこをまた直すとなると、大分、本格的な議論をウエートをどの手法をどの程度のウエートにするのかというのを議論すると。

○e委員 今回の枠の中での話をしているので、この評価の方法を変えようということであれば、それは全く違う話で、私は定性評価だけにしたほうがいいと思っているのですけれども。

○a委員 またc委員が言うようにヒアリングをせっかく始めたのだから、g委員が言うようにヒアリング評価しているわけだから、それを生かすような評価方法を委員会で考えてもいいんじゃないかなという気にはなってきます。

i委員、いかがですか。

○i委員 単純にお話を聞いていて、e委員の意見、私はかなりおっしゃるとおりだと思うのです。単純に5点ずつを加点するということは、本当にパブリックコメントのように、出すほうが余り回答を期待していないようなやつも5点入るのです。

○a委員 国も一緒みたいな話ですね。

○i委員 それもしようがないのかなと思うのですけれども、現実的にこういう事業を二つやるところは点が悪くて、三つ以上やると点がよくて、それでよい評価をされる。それは修正したほうがいいんじゃないかと思うのです。ですから、全体の点を下げる。

○c委員 さっきf委員が言ったやり方も僕は加えたほうがいいと思います。審議会をやりましたというのではなくて、中身、例えばどういう情報を出したのかとか。

○a委員 審議会で10点なのか5点なのかということでしょう。

○c委員 そう。審議会で10点か5点か、あっていいと思うのです。だってパブリックコメントやりました、誰もコメントくれませんでした、しかし、それでやったから5点というのはおかしいので、パブリックコメントやりました、意見が3人から来ました、そしたら大体何点とか、アンケートをやりました、回収率30%だったら、これは参考にならないからだめだとか、そういう今、f委員が言ったところも、従来の項目プラス中身の話で項目を点数つけることが必要です。

○h委員 皆さんの意見にうなずいています。そう思います、私も。ちょっと矛盾は感じていました、点数のつけ方。

○a委員 2番については、市民参加推進会議で審議する意味を理解しました。

○c委員 理解できたの。

○a委員 審議会で点数評価のことについてやってもおもしろいかもしれないですね。

特にこのことについて、もうちょっと仕組みを考えようという方向で。

○e委員 だから逆のことも言っているつもりは半分あるのですけれども、今のやり方でいいのかという。

○a委員 事務局が提示した市民参加推進会議で今後も審議していくという整理でよろしいですか。

3番、市民枠の評価方法、これも評価の話でございます。

○g委員 d委員もおっしゃられたけれども、結局、委員の中で市民の人が何人いるかとい

うのが知りたかったのだよね。そういう形で。

○a委員 だからこれも、例えばこの会議で、学識経験者がお2人おられて、あと市民活動団体の人と公募の人といるわけですけども、団体の人も市民ということですね。だから、調査票でそういう学識経験者だけ除けばいいのか。

○g委員 だけど回答から行くと、現行のままでよいと書いてあるのだから、そういうことまでしないということじゃないですか。

○d委員 評価するときにはわかったほうがわかりやすいねという話だったのです、たしか。

○g委員 そうそう。本来はそうかなと思ったのですけれども、公募委員だけが市民じゃなくて、委員会の中に市民がいた、学校の先生を過去にやっていて、ほかにもいるのじゃないか、市民の中にそういう人がというのが出てきたことがあります。

○a委員 事務局の回答の意図は、当然、商工団体の方も必要だろうし、そういうところからの委員は、当然、必要だよということですね。

○事務局 そうです。委員さんからも意見の部分で、どれだけ市民がかかわっているのかという部分を評価に反映させるということであると、不公平感というとあれなのですけれども、出るのかなというのがありまして、例えば商工団体から1名を出してくださいと依頼をしたときに、こちらから市民をお願いすることもできないですし、そこは本当に依頼された側の判断になるので。

○c委員 例えば教育とか福祉とか商工とか農業、市民じゃない人というのも入っている場合があるの。

○事務局 市外からの場合も。その団体からの意見を聞きたいという場合。

○a委員 例えば、行革委員会では商工会の人は、地元の人だけでも、工業団地の方、社長さんは市外から来ていたから。

○c委員 在住在勤在学でしょう。

○a委員 学識経験者と同じように、その委員会なり審議会で、そういう方が必要だといふのであれば、何も市民にこだわらなくてもいいんじゃないかと思っているのだけれども、その感覚は違うのですか。

○c委員 私は、原則的には市民がいいと思うのです。学識経験者は、私なんかもそうなのですが、市民じゃないから、市民で選んだほうがいいと思います。役所は資料がありますから、市民で選んでいいですね。しかし、例えば学識経験者を依頼するとき、こういう委員会をやるので、先生どうですかと言って断られたらしようがないけれども、なるだけ市民の学識経験者や団体の代表でも入ってもらえばいいのです。ただ、基準は、在住在勤在学だから、学識経験者だって在勤している人もいるし、市内に住んでいる学識経験者をお願いすればいいと思います。

○g委員 ほぼほぼ市内在住在勤だと思うのです。だから本当に学識経験者の1人、2人の話じゃないかなと私は思っていて、この会議も結局、この会議でもそうですよね。1人、2人の話だと思っていて、であるならば、市内の人であるし、それをちゃんとわかるようにしていただきたいと思ったのと、それから男女比についても、公募委員だけの男女比じゃなくて、委員会全部の男女比がわかるといいなと思っています。

○d委員 それは多分、調票にわかるようにしてほしいという話をしていたのです。

○g委員 そういうことです。そうすると評価の仕方も、公募委員を偏ってどうしてもふや

さなきゃいけないというわけでもなくなってくる部分が出てきますよね。

○c委員 審議会にどういう人が選んだというのは明確にしておくことが必要です。もう、委員会全体で女性何人、男性、全部で何人と、載せればいいわけです。それから情報の提供も、何の情報を提供したかを書いておけば、こんなに情報を提供しているのだなとわかります。僕は、f委員が言ったのが一番わかりいいと思う。パブリックコメントやりましたと、2週間です、ゼロ回答と書けば、見るほうがすぐにわかることになる。

○a委員 調査票の問題だから、提言というよりも、まず調査票で学識経験者の専門性がとかわかるということなのだと思います。

次は、4番について議論したいと思います。

○a委員 それでは、提言に対する審議、具体的に資料3に入っていないので、4、5とあと二つございます。先ほどの3のように、話が広がって提言ということではなくて、これからまた審議というような議論もあり得るわけですがけれども、とりあえず4、5については、提言に載せるかどうかという観点から、議論を進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは4番です。これは市民参加条例、市民の責務についてです。

書き直すべき条例案まで、i委員のほうから資料をいただいているような記憶がございます。それで、まず事務局から、コメントをいただいた上で議論に入りましょうか。

○事務局 i委員からいただいている責務についてなのですけども、こちらはどういう意味で条例のほうに位置づけているかというのを過去の条例をつくったときの経緯があればよかったんですけども、見つかりませんでした。

ただ、逐条解説のほうでは、役割という部分で解釈をしているという部分がありますのでこちらを調べたんですけども、国民の責務というのは書いてあるとおりなのですが、法律の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するものです。国や地方公共団体でも責務を規定する法律はよく見られるけれども、市民等に責務を規定するものもあります。これの責務とは、違反した場合に罰則があるような強制的な義務ではなくて、あくまでも市民の主体的な意思に基づく役割をここでは責務としているということになります。

○a委員 ありがとうございます。

ということでございまして、i委員、ご意見があれば、

○i委員 私は、第5条があることは、市の条例としてもみっともないと思っているの。できればこの際、市長に提言してもらいたいと、修正することをです。

○a委員 わかりました。例えば裏のページにあります平成29年7月に条例の見直しについてもいろいろな意見がずっと出てきていた中で、集約して、条例の見直しの提言をやろうということで、これも何年間分の蓄積ですよ。だから一つ意見があるから、そのことを提言するとか何かというのじゃなくて、オーソライズしたんですけども、そのことも含めてどうぞ。

○i委員 4番については、今回提言に載せてもらいたいと。

○a委員 わかりました。仮に提言でなくても、後で議論していく、継続審議するみたいなこともあり得ると思いますけれども、これはi委員としては、提言に盛り込みたいという理解でよろしいですね。

5番の逐条解説の話は、これも関連でしたっけ。

○i委員 5番は条文の解釈ですから、今おっしゃられたように、将来にわたってさらに検討していただくことで結構です。

○a委員 わかりました。4番について、今回、条例の改正、市民の責務について提言に載せるかどうか。今回、提言としては、出す資料3には入ってきていませんけれども、提言に入れたいということで。

○i委員 市からいただいた対応のところをごらんいただきたいのです。現行のままとするというのを削って、修正してもらいたいと思っています。

ここにどんなことが書いてあるかということ、市民参加はあくまでも市民の主体性に基づいて行うものである、これはそのとおりだと思うのです。地域の発展のために、まちづくりにおける市民参加は必要不可欠である、これもそのとおりだと思う。であるから、積極的に参加するよう努めることというのは、これは参加してもらおうように努めること、これは市役所の責務だと思うのです。我々一般市民は、こんなことを責務としてやられては非常に問題じゃないかと思うのです。基本的には、市民は市民参加について責務はないと、そのように理解しています。

それから今度は補足のところで、責務規定は法律の目的や基本的理念の実現のために各主体が果たすべき役割を宣言的に規定するものだ、これは本当なのでしょうか。

次に、市民等に責務を規定しているものもあります。これは具体的にあるということですから、幾つか示してもらいたいと思います。市民参加ですから、国民の義務というのはあります。我々一般市民が、行政への参加の義務としては、納税、市民税を払うと、これは義務だと思うのです。ここでの責務とは、違反した場合、罰則が科せられるような強制的な義務ではなく、市民の主体的な思想に基づく役割を責務としています。ここに書いてあるとおりなのです。市民の主体的な意思に基づく役割を責務と、責務が違うのじゃないのかと。ここで言うのは、我々市民に対して、こうやっていただきたいと願う条文だと思うのです。多分これは、第4条が市の責務なのです。だから第5条でついでに、並びに市民の責務というのを入れたのだらうと思いますけれども、これは、市民は責務を負っていないと思うのです。あくまでも自発的に協力すると、そういうことになると思います。

私も二、三、ほかの市でやっていますよと、そういう条項がありますよということで調べてみたのですが、大半は保護者、保護児童に対する教育を受けさせる義務、これは昔、学校に行かせずに働かせたと、これは義務教育の義務なのです。これは国民に対する義務であって、市民参加に対する義務ではないと。

それから勤労の義務、これもそういうのが述べられていますけれども、それも国民の基本的なものであって、勤労するということは市民参加を促進する、そういう市民参加の義務ではないと。

納税の義務、これはあると思うのですが、大半が国民全体に係るような個人に係るような義務なのです。責務という言葉も義務じゃない責務だという、責務という役所で言っているのは、市民の主体的な意思に基づく役割を主体的な意思なのです。ですから、これは責務ではないと思うのです。

例えば、これは我々に責務は課せられるとしますと、例えば、ごみゼロデーに出てこなかったら責務だから、おまえ出ろと動員令がかけられるのかどうか、そんなようなことにな

る。昔の五人組のような、そんな条文になるのじゃないかと思うのです。だから、そういうのではなくて、もっと柔らかい市民の理解と協力と、こういう条文に書き直すべきだと思うのです。

具体的に、私が一方的に言いましたので、具体的にほかの市町村ではどういうものがあって、市民参加でどういう規定が責務としてあるのか。

○c委員 行政の気持ちはわかるけれど、i委員の言うとおりでないと私も思います。ただ、市民に責任を押しつけたらまずいので、文章の表現を変えるか、責務と書いてある直しておかないと誤解を招きますね。

○事務局 今の市民の責務というところなのですが、こちらの中では努力目標というところで、市民の方々については、市民参加によるまちづくりの推進のために積極的に参加するよう努めなければならないとか、必ず条文の最後に、努めなければならないというように入れてあるものでして、市側の責務というものも、市としては積極的に市民参加しやすいように、市はしっかりとそこをやっていく。そのかわり市民の方々についても、市が行政の透明性の確保を図っていききたいために、市民の方々にも協力していただきたいというようなことで、お互いの責務をここで定めてあるというものでして、恐らくこのような条例というのは、市民自治基本条例であったりですか、白井市は今ないのですが、他の自治体ですと自治基本条例とか、そういったところの条例の中では、ほぼこういった市民の責務というところが入っているのが多いと思います。

○i委員 今おっしゃられた、まさに市民の協力を得なければいけないという印象になるのです。それは責務じゃないと思うのです。それはまさに市民に対して理解を求めて、そして協力をお願いすると、そういう条文だろうと思うのです。多分、これは4条が市の責務、市の責務は当然あるのです。けれど5条で、市民の責務、行政の責務はありますけれども、市民の責務というのは、そこまで言えないのじゃないかと思うのです。ですから実態に合わせて条文のタイトルを変える、内容もそれに合わせて変えると。

○d委員 他の町の自治基本条例の策定委員を実はしておりまして、いろいろなところの町の事例をそこで取り上げているのですが、例えば龍ヶ崎だったら、市民はまちづくりを進めるに当たって、みずからの発言と行動に責任を持つものとするとか、東海村だったら、村民はまちづくりの主体として次に挙げる役割を担うものであるというような形で、村と協働して地域社会の発展に寄与するとか、互いの活動を尊重するとか、みずからの行動と発言に責任を持つことなどが上げられていたりしているのですが、私のところは今、ここではありませんが、茨城のとある町ですが、20人ぐらいいて、20代から60代ぐらいまでの半分は女性なのですが、決をとって、全部内容を考えながら今つくっている最中ではあるのですが、ほかにもそういうこんな感じの文面の自治基本条例をつくられているところは幾つかあるというご紹介。

○i委員 今、d委員がおっしゃられたやつは、個人としての発言に責任を持つ、それは当然です。けれど、市民参加という視点でどんな責務があるのか、これは責務までいくと強制的に、ごみゼロデーに出なきゃいけないと、あるいは町でやる運動会に動員令がかかって、我々も何人出せというようなことがあるのですが、それも本当にこれが責務であれば出さざるを得ないです。

○事務局 今回の私どもの市民参加条例というのは、今おっしゃっていた例えばごみゼロ

運動とか、そういった部分を言っている条例ではなくて、ここで言えば、条文でいきますと第6条のところにあります、市民参加の対象というようなどの項目があります。この中で条例の制定とか改廃とか、あとは計画の策定とか変更とか、こういったものの市民参加というところに市民の皆さんの責務ということを入れているということですので、決してイベントとか、そういったところにとりかかるといった内容は、ここには入っていないということになります。

○i委員 だけれども、第4条の並びで第5条があるということです。今おっしゃられた内容ではないということです。それはまた別の話で、我々が第5条から理解するのは、市民参加、市民の事業、行政に対して市民が参加すると、それを強制的に責務と言うのはおかしいんじゃないかと。

○a委員 それでは、かなり重い話なのですが、ここでは、結論が出ませんので、その話はおいて議事を進めさせていただきたいと思いますが、いかがですか。具体には資料3について触れて、また戻るでもいいし、ただ、さっき言ったように提言として提案するかどうかというところは、各委員の皆さんの決をとりたいと思いますので、そこは頭に置いていただいて、そういう運びでよろしいですか。それでは、これはペンディングにします。一つ、自治基本条例の話が出ましたけれども、何年か前に前文で答申していますよね。だから今回、4条か、5条か、市民の責務はあれだという話を出すのもあれなので、もうちょっと議論が必要だと思うから、前文のところでも触れるという方法はあるのかなという気はしております。

(3) 答申書の提言事項に対する検討

○a委員 これは、議題2の答申書の提言に対する検討でございます。資料3です。各委員からの提言内容ということで、e委員とd委員からご意見をいただいております。これをもとに資料2の2ページに、事務局で二つまとめていただきました。答申案です。2ページの1、市民参加の実施に関する提言ということで、(1)公募委員の複数化、それから(2)無作為抽出による公募者登録制度の登録者増加策ということで議論を進めていきたいと思っております。

○e委員 ⑦までありますけれども、そのうちの③をこっこの提言に出したらどうかということですか。特に何かご発言はございますか。ご覧いただいたとおり、7項目の提言をさせていただいたのでありますが、一番大きいのは、一番最初の①というところ、我々がことし3年目になるので、任期終了なのです。ですから我々の卒業論文みたいな年に当たるのですけれども、そういう意味で、過去の我々が提言してきたものを振り返った場合に、答申として提言はしているのだけれども、それが実行されていない、いわば言いつ放し、提言しつ放しに終わっているの、我々最後ですから、きちんとフォローしていかないといけない。これは過去に行った提言でできていないことはちゃんとやってくださいということです。毎年、新しい提言をしていって、それを言いつ放しで市長も聞きつ放しにするんじゃないで、これまでの答申の提言で実効の上がっていないことはしっかりフォローしてくださいということです。PDCAサイクルで、フォローアップをちゃんとしてやっていただきたい。答申を出して終わりじゃなくて、市長は答申を受け取ったら、提言を実施していく責任があります。①というのは、それが果たされてできていなかったからです。平成29年度答申、平成28年度答申、平成27年度答申、平成26年度答申と、ここに書いてある事項、これは何回も

繰り返されたことです。平成29年は市民参加の手法の平日夜間、土日開催、平成28年度はパブコメゼロ回答、平成27年度答申は、きょうも随分出ましたけれども、情報公開場所の3原則は守られていない。それからあと、平成26年度答申では公募委員をもっとふやそうという話をしたのだけれども、それができていない。ただ、それをちゃんとやってくださいということです。

だからパブコメも、ゼロだからしようがないじゃなくて、パブコメ意見を求めようと思ったら仕掛けをしなさいといけないわけです。その前に意見交換会をやるとかタウンミーティングをやるとか、問題意識のある人をふやしておけば、絶対ゼロなんかにはならないはずです。何回も出ましたけれども、ぎりぎりの遅い時期に実施し、パブコメ意見ゼロだからいいものの、もし何かパブコメ意見が出てきた場合には、その後、議会への上程が苦しくなる。ぎりぎりのタイミングでパブコメを実施しているから、その前のパブコメ意見が出るような仕掛けができていない。

○a委員 例えば資料2でいくと、18、19ページが提言に対する取り組み結果という表になっていますね。これを例えば18ページからずっとフォローアップしてという趣旨なのか。それとも我々が直接かかわったところを中心に、どちらですか。

○e委員 我々がかかわった平成26年度以降ですか、それについてまとめてみると。

○a委員 つまりこの表で19ページの初めから、もう1回フォローアップしよう趣旨なのか。

○e委員 平成26年度以降ですね、対象。

○a委員 平成26年からですね、とりあえず。

○e委員 言葉が足らなかったなので、提言事項のフォローじゃなくて、フォローアップシステムをつくってほしいということです。フォローアップシステム。

○c委員 言いっ放しで何もやってくれないということ。

○e委員 そういうこと。PDCAサイクルでちゃんとやってくださいと、そういうシステムをつくってくださいということ。

○a委員 フォローをお願いしたいというから、平成18年度からをずっとチェックしてくれと思って。そういうシステムをつくったらどうかということですね。

○e委員 具体的な事例として、我々がかかわった平成26年度以降を取り上げてみても、これだけ実施されていないものがあるということです。

○i委員 今せっかく、こういった問題点というか提言はしたけれども、そのままというのがあるわけですから、これは何らかの形で、今どうなっているというのを回答を求めるべきだと思うのです。多分、回答できるのは事務局ぐらいしかないのかもわからないのですけれども、大変ご面倒なのですけれども、現状はどうなのかというのを調べていただきたいと思っております。限界はありますけれども。

○a委員 それが例えば資料2で行くと、18、19ページにフォローした内容がコメントがありますけれども、これでは不十分だと。

○i委員 もう少し具体的に、全部網羅的に回答はなくても結構なのですけれども、これは1行でみんな処理されているわけです。これではなくて、具体的にこういうものが問題ですよということで提言しているわけですから、提言というか、ですからこれは何らかの形で委員会のほうにご回答いただきたいと。こういう文章ならばいつでも書けますので、もう少し

具体的に。

○a委員 だから具体的に、平成26年からでよろしいのですか。

○i委員 ええ。過去のことは我々わかりませんので、少なくともここに書いてある内容です。

○a委員 平成26年から改めて整理してくださいという趣旨で理解すればいいのかな。

○事務局 各担当がきちんと実施しているかという部分ではなくて。

○i委員 本当はそれを知りたいのですけれども、国の場合は後で追跡調査がありまして、どのぐらい実施したかというのを数値でわかるというようなことをやっていますけれども、そこは白井市では人員もありますし、無理があるので。

○a委員 この1番については、平成26年からもうちょっと事務局のほうで整理していただいて、会議で報告していただくというようなイメージで。

皆さんよろしいですか。

○事務局 提言、評価の中で判断ができる部分なのかなと思うのですけれども、そういう次元の話じゃないということですか。

○e委員 何回も繰り返しているので、根本的な原因が何かあるのじゃないかと思うのです。それをきちんと探って、それを庁内の問題点としてフォローしてくださいということです。じゃないと、何回も同じことを未来永劫やることになるので。

○d委員 さっきの図書館があったじゃないですか。図書館も随分前だけれどもといたら、実は図書館はどうとかというのがあって、最近それが解消された。そういうことを上げていただければいいんじゃないですか。

やっていないことがあったら、やれていないのか、あとは何か原因があるから、それはこれから検討するとかという感じでご回答いただければ。

○a委員 どうですかイメージはわかりますか。

○事務局 まだイメージをつかめていないのですけれども。

○c委員 委員会とか市民参加の項目ごとに、例えば一覧表をつくって、土日開催したら丸とか、夜間開催したら丸とか、1回でもいい。残業代の問題もあるので、白井市の審議会が、全部土日と夜間だけ必ず多く入れたら、それは予算的に膨大になるから、例えば少なくとも1回は土日開催とか夜間開催をやるとか、そしたら丸をつけるとか、パブリックコメントを例えばゼロだというのは、これは問題なのだけれども、自分の住所と名前を出したくない人が結構いるのです。特に大学の先生とか公務員は多いのです。私はここに住んでいて、こういうことを言ったことを出したくない人。ただ意見をお持ちの方がいっぱいいるので、例えば白井市何町、匿名などの工夫をしてパブリックコメントを出してもらったらどうですか。どの辺に住んでいる人が、どういうことを考えているのというのがわかればいいのだから、きちんと住所や電話番号も書かなくても、一つの工夫だし、そういったことを少しやってみれば、意見は言いたいものだけれども、私は知られたくないという人の声も聞こえると私はそんなふうに考えます。

それから情報公開の3原則なんか、これは事務局で職員研修でもやって徹底してもらおう。決まっているのでしょ、情報公開とかやるところは。図書館が入っていないとかで物理的にできなかったというのは一つの理由だけれども、物理的にできるように改善したのだから、今回は全て3原則、d委員がおっしゃるようにできるだろうと。三つやったら丸と、や

ってなかったら、一つでも抜けたらバツにしちゃえばいいのだから、そういう評価基準でつければいいんじゃないですか。

○i委員 我々の知りたいのは、指摘してできましたというのは、あんまり聞いても意味がないのです。むしろできなかったことをなぜできないのかと、そこを知りたいわけなので、そういうような報告が出てくれば、この中で検討して、さらにやっていただけるようなことを検討し、提言もできると思うのですけれども。みんな、できました、できましたですから。

○a委員 これは提言というよりも、もうちょっと具体的なことを委員会として知りたいという趣旨のようだから、1番は提言からにしないということでもいいのですけれども。そうですね。

○f委員 あんまり政治的なことを考えちゃいけないと思うのですけれども、情報公開とか公文書管理をつくらせたのは、福田さんが総理大臣のときだったじゃないですか。今の政権は、それとある意味真逆みたいなところになっているじゃないですか。そのときの権力が、誰が中心なのかというので大分変わっちゃうのですけれども、白井市の場合で言うと、ご案内のとおり市長がかわったじゃないですか。今度の市長さんは、前の市民参加にずっと携わってきたり、情報公開のことも携わってきたりして、大分、前の市長時代よりは姿勢が違ふと私は思っているのです、実際にトップにつくと、少しまた姿勢が変わったりしちゃうところもあるのですけれども、前の市長のときよりは、市民参加、情報公開に対して前向きだと私は思っています。

そういう中で、市民参加条例をこういうふうに直してほしいとか、いろいろ細かく提言していきましても、前の市長のときは無理だと、出したとしても、回答を求めること自身も無理だろうなと私は思っていました、今度の市長は、それなりの姿勢で受けとめてくれるのじゃないかと思えますので、いろいろ先ほどからずっと議論をされていますけれども、ここはストレートに1回出してみたらいいんじゃないかなと。

○a委員 それでは、出し方の問題は、いろいろあると思うし、繰り返しですけれども、自治基本法の話は、前文に入れた記憶はあります。

とりあえず2ページのd委員から全然まだ説明をいただいていないのですが、これをどうでしょうか。

○e委員 d委員と私のは、逆なので。

○d委員 逆なのです。申しわけないと思って。私は2期目として、ちゃんと伝えておかないといけないんじゃないかなと思ったことがございまして、それは無作為抽出を試行実施していただいて、少しずつ市民参加、その目的は、興味がなかった人も、お声がかかって来てみたら興味を持ったとか、時間がないのだけれども、せっかく声がかかったから行ってみようかなみたいな、今までは市民参加に積極的じゃなかった人も少しずつ取り込んでいって興味を持ってもらうというのに無作為抽出って有効なのではないかというプラスの意味を込めて見ていたのですけれども。

実際、ことしから試行ではなくて登録制が行われて、どのぐらいなのですかと伺ったら、試行時期よりも人数が減ったと事務局に、私が窓口にお伺いしたら伺ったので、それだと残念だなと思ったのです。

もちろん公募で、市民枠として参加してくださる方はたくさんいらっしゃると思うのですけれども、同じ方たちではなくて、いろいろな人にそれを広めていくという意味では、無

作為抽出というのは有効なものではないかと思ったものですから、お金はかかってしまうのですけれども、もう一度無作為抽出の人数をふやしておくことによって、登録者がもしふえれば、興味のある人たちを少しずつ興味があるように促していけるのじゃないかと思って、こちらを書かせていただきましたということなのです。

○a委員 このことについて、ご意見はありますか。

○c委員 なし。

○a委員 二つあって、一つは、制度として無作為抽出による公募者登録制度なのだけれども、制度の名前を変える必要はないけれども、普通使うときに、「登録制度」ということを強調したほうがよろしいのじゃないかと思います。

○d委員 私としては、市民参加を促すためにというのが目的で、その一つの方法として無作為抽出と思っているだけなのです。

○a委員 制度としては、いいのだと思うのだけれども、普通使うときに、どうするかみたいな話です。それが一つ。

あと、登録者数について今、何人か知りませんが、100人ぐらいあったですよ。いろいろ希望に応じて振って、それで減ったという意味なのですね、名簿が。

○事務局 以前の試行の期間が終わりますので、新たに今度、本格的な実施ということで、平成31年度からの分で、それを平成30年度に募集をしたと。

○a委員 新しくしたのですか。

○事務局 そうなのです。そうしたところ、人数が試行の期間のときよりも減ってしまったということなのです。

○a委員 試行のときに100人ぐらいいてとかいう話があったような気がするけれども、今度何人になったのですか。

○事務局 今回53人です。

○g委員 それは全く新しい人ですか。

○事務局 新しい人です。

○a委員 試行の人たちの名簿は、もうなくなったのですか。

○事務局 ガラッと切りかわっています。

○a委員 やり直したのですね、全く。僕は試行の部分をずっと引き継いでいったのかなと思ったものですから。

○d委員 聞いていいですか。無作為抽出は、試行時期と今回のと、どのぐらいに送られたのですか。

○事務局 試行期間と今回の両方とも2,000人ぐらいです。

○d委員 別の会議に出たときに、市民の方同士で、そんな面倒くさい委員なんかやって何の得になるのだと、実は自分は言われたのだけれども、こういう会議に出ることによって、市の考え方とか、こんなことを思っている人がいるのだとか、自分が知らないことがいい事業があったりして、そうなのだったのだと。あとは、自分たちが例えば、その人が梨だったら、梨の話を聞いてくれたりして、ちょっとつながりができたときに、大変じゃなくて意外に、そういう話の輪に入ることによって、自分もいろいろな人と知り合っつながっていくから、そこは有効なのだよと、その人は実感して言ったら、ああ、そうだったの、じゃあ俺もちょっとかかわってみてもいいけれどもと思った人がいると別の会議で話が出たので、

そういう人が少しずつふえることによって、若い世代とか、今ちょうど働き盛りで大変なのだけれども、自分の事業をどうにかしたいから、それをわかってほしいとか、仲間をふやしたいという人にも有効なんじゃないかなと思ったのです。一つのきっかけとして。以上です。

○i委員 無作為抽出で選ばれた方と一般公募で選ばれた方、それは一般公募で手を挙げられた方を優先すべきじゃないかなと思っているのです。

○a委員 e委員からもそういう提案がありましたけれども、d委員のこのことについては、いかがですか。まずご意見。あとi委員が今おっしゃった、優先順位をつけたほうが、いいんじゃないか。

○c委員 d委員の話には賛成。

僕が気になっていたのは、e委員の話で、1群と2群みたいな話になっちゃっているのが気になるのよ。基本はわかる。ただ、両方とも選出方法だから、公募も一つの選出方法、無作為抽出も一つの選出方法、問題はその割合をどうするかというだけなの。五分五分にするのか、今までの経過を見たら、どうも公募が少ないから6、4にしておくのかというのをここで決めればいいのか。そうすれば選出方法だから、それから関係団体から上げるというのも一つの選出方法でしょう。専門家の研究者を入れるというのも選出方法だから、僕はいろいろな選出方法があっていいと思うのです。

だから1群、2群はやめていただいて、無作為抽出も一つの選出方法だと、公募も一つの選出方法だと、関係団体の代表も一つの選出方法だと、そういう枠で考えればいいんじゃない。ただ割合だよ。公募が全くなくて、市民だからというので無作為抽出だけに偏ったというのなら、それは担当課の努力がなかったということでしょう。担当者は努力しなくちゃ、公募もきちんと入れてもらうように。割合はどうするかということはみんなで決めて、と思うのです。だから選出方法の問題だから、そこの整理をすればいいんじゃない。

○g委員 そもそも無作為抽出がどのようにやられているかということ自体が、市民がわかっていない。しますよというのも知らされていないし、みんなの目にそれがさらされているわけでもないし、市民が無作為抽出で来た人だけが、あ、何だか来たわというだけの話であって、来ていない人に何も知らされていないと思います。

それがまず一つ、一番いけない原因だと思うし、それから、別に無作為じゃなくても、それこそさっきの登録制度じゃないですけれども、私は時間があいていて、こういうことに興味があるから、何かのときには声をかけてくださいという自主的な提案をできる名簿があっても私はいいんじゃないかなと思います。

○事務局 2,000名の方を抽出して、当然、その方々には、今回の制度はこういうことになっておりましてというご案内はするのですけれども、例えばそれをホームページとか市の広報紙に、現在こういうようなことでやっていますとかいうところは掲載はしていません。

○a委員 何か意図があるのですか。

○d委員 それはやったほうがいい。

○a委員 それと、一般公募と、それから登録制度と、市民枠の考え方はどうですかということで、結論は大体、c委員がおっしゃったような感じになると思う。一つはせっかく50何人でもいいのだけれども、当然、興味があるところ、専門のところがあるわけですよ。だ

から補充すべきだと思うのです。

だから登録制度は維持すべきだと思うのが基本。それでd委員がおっしゃるように、常に名簿を補完していく作業も必要だと思います。それが一つ。

あと、今度は比較の問題なのだけれども、ここで補欠として扱うというのは、僕は反対。というのは、例えばこのメンバーで言えば、学識経験者を除けばみんな市民なのです。公募、登録者もいるし、あと市内において市民活動団体の人もいますよね。だから何も公募と無作為のところだけで比較するのじゃなくて、市民活動団体の者がなぜ2人なのかと。例えばこれが一般市民だとすれば、事務局に、何でここを2団体なのでしょうかと話になってくるのだと思うのです。

だから、それはc委員がおっしゃったように割合をどうするかという話じゃないかと。ここに9人います、学識経験者2人です、残り7人の市民を、団体枠、公募枠、登録枠だとすれば、この枠をどうするかというだけの話なのだと思うのですけれども。だから、そのときに、登録枠は、公募枠の補欠的な扱いというのは、僕は反対です。

○f委員 試行した結果、試行して委員に入ってもらった方々にアンケートみたいなのをとって、どうでしたかとか、そういう結果を集約されているか、いずれにせよ試行として始めたばかりなので、まだ年数が短いので、それをどう評価するのかというのはきちんとやった上で、制度自身をもうちょっと見直したほうがいいのか、なかなか無理なのでとかというのも含めて、把握していたら教えてほしいし、把握していなかったら、してほしい。で、それを知らせてくれるとわかりやすいと思うのです。

○d委員 今、f委員が言ってくださったように、次にもし抽出で送ることがあるならば、そこにアンケート用紙に入れていただいて、何でだめか、何でやれるかと、それもやったらわかるのじゃないですか。f委員が言ってくださった、返信に丸か、参加するかしないかのところは、理由を少し聞く欄をつくって、どうしたら参加しやすいかとか、仕事があって無理なのかとか、興味がないのか、理由がいろいろあると思うのです。そこをわかれば、今後の参考にと、傾向がわかるんじゃないかと。

○h委員 それと私、ここの場において、余りいい意見を出さなかったから大きな顔で大きなことは言えないのですけれども、無作為は必要だと思っております。手を挙げて意見のある方、見識のある方、そういう方はもちろん必要ですけれども、どこかで偏りが生じないかなというのが、私が一番心配するところです。

私は、自分で言うのも何ですけれども、何の色もついていません。だから、そういう色のついていない人は、私は必要だと思っております。

○c委員 結局、委員会をつくるのは、事務局を担当するところの考え方ですよ、したがって、こちらの委員会として言えることは、いろいろな選出方法をとってください、委員はなるべく市民ですよ。学識経験者も市民がいいし、団体代表も基本的には市民がいいのです。委員の数はどうするのといったら、それは主管課の責任においてやるとです。

○a委員 それはまさに行政判断ですから。

○c委員 それだけです。ただ、それがどうだったのかというのは、私たちはヒアリングを設けているのだから、ヒアリングで、ああ、そうと点数が下がる。偏ったやり方をすれば点数が下がるよと。

○a委員 さっきの3番の話が重要になってくるのだと思う。

これは全く一般論ですけれども、ある審議会で、有識者か団体か、同じ団体で引き継がれているというのです。例えば私が事務局とすると、登録者、公募が少ないんだよねとなれば、確実なところになりますよね、やり方としては。それは行政判断なのだろうと僕は思っているのです。

○c委員 毎年やったらお金がかかってしょうがないのだから、これはやめたほうがいい。私4こう思っています。4年に1回、市長の選挙の後には新しい名簿をつくっておく。そうしておけば、すっきりするじゃない。

○a委員 まさに国勢調査並み。

○c委員 そう。4年に1回、市長選挙が終わって、無作為抽出はもう1回やり直します。そのときまでに当たらない場合もありますよという説明をすればいいのです。

それと、無作為抽出の、手法が市報に載っていないというのは改善すべきです。

○h委員 それはとっています。一覧表がありまして、どこに関心がありますかという。

○g委員 先ほどe委員が言った公募委員と無作為抽出の上下関係じゃないですけれども、それって課の中で決めたらいい話であって、今回みたいに、例えば公募委員何人、それから無作為抽出何人という振り分けを公募の段階で、募集の段階でそれをしちゃうと、例えば公募委員が1人だけだったら、狭き門だからやめておこうかなという人がたくさんになってきたりしてしまうので。なので、委員として何人募集します。その中には、手の内を明かせば、公募委員じゃなくて無作為抽出の人がいるという形で私はいいいんじゃないかなと。

課によって、どういう人が欲しいというので、応募してきた中に欲しいという人がいなければ、せっかく応募してきてくれたけれども、こっちの人を選びました。でも、応募した人には必ずお返事が来て、落選しましたというのが来るのだけれども、それがどんな理由でというのは、そこまで詳しく書いてあるわけじゃなく来るので、出した人にもそんなに不服を感じなく、今回はだめだったのだなでおしまいになるけれども、たった1人とかになると、応募する側のほうが躊躇する可能性が十分にあるので、たった1人だったらやめておこうかなと思う可能性が。

○d委員 あります。1人だったら嫌だなとか。応募1人だったら嫌だなとか。

○e委員 無作為抽出、委員の問題というのは大事だと思うのです。それはそれで一つとして、事務局でしっかり固めていただかないといけないので、我々は細かいことでどうこう言うわけじゃない、大きな問題だと思うのです。

何よりこの提言というのは、通常その年度で対象事業について私たちが審議してきた中で、これはこう変えたほうがいいんじゃないのという気づきを提言にしてきたと思うのです。

ところが、無作為抽出委員の候補者が足りなくて困ったよねというのが、今回審議した7事業について、具体的にこの事業で無作為抽出委員候補が足りなくて困ったということは、私は記憶にないのですが。だから我々が審議した今年度の審議と提言と、どういう関係なのか。

○a委員 提言を出していないのですけれども、私の6年間の課題整理の中に、無作為抽出公募委員候補者登録名簿の補充と活用がある。それは、この3年間じゃなくて、試行からやって、常に補充したほうがいいんじゃないかと。今回、特に足りないからという問題意識はないのですけれども、一般論として、ちゃんとした登録名簿を確立すべきだと思っていたと

いう意見です。だから賛成します。

○e委員 だから、これは、私が最初に提言した提言事項のフォロー、この中に入ってくるわけです。過去、会長が提言されたことというのは過去に入っているわけなので、それがちゃんとされていないからやってくださいよということで、ちゃんと過去の提言をフォローしてくださいと入ってくる話なので、今回の審議の中で具体的に、無作為抽出委員が足りなくて困りましたという話はなかったと議論の中で。

○d委員 もともと私が言いたいのは、市民参加をふやすためにどうしたらいいかというところがポイントで、無作為抽出を3年間試行時期というのは言っていたし、試行時期は終わりましたという話も出ていたのです。ただ、人数がどうかという話は出ていなかったの、私もそういえばどうなったのかなと思ってお聞きしましたけれども。

なので、ポイントはどうやったら広げるかというので、ちょうど無作為抽出が今まで行われて、試行時期からことしが本採用になったということがあるので、それが少ないということなら、それをやったどうかと思ったのですけれども、ただお金がかかることなので、私が無理やりやれとは言えないのですけれども、どうかなと思ったまでです。

2期目なので、私も今回で卒業になりますから、一つの手法としてはいいのかなと思いました。今回、さっきh委員がお話ししてくださったと思うのですけれども、いろいろ皆さん興味のあることがみんな違う中で、パッと来て、その中の人がこの話を聞いてどう思うかとかすごく、それが本当は市民目線だと私は本来思っていて、恐らくh委員が、何も私は色で染まっていないというのは、本当にすごい、それが実は大事なのだよなど。

○e委員 おっしゃることはよくわかります。ただ、今年度の我々の事業評価の中で無作為抽出委員候補が足りなくて困ったという議論はなかったと思うのです。あと、そもそも無作為抽出で出てきたというのは、平成26年度答申で、公募委員の応募者が足りないねと、だから公募委員をふやすためにどうしようかということから無作為抽出という方法が出てきたと聞いているのですけれども、だけどその前にもっとやることはあるんじゃないかと。例えば市民大学、市税を使って市民大学、今、二クラスで四、五十人生徒さんがいますね。だから、そういう人たちに公募委員、こういうのがあるので応募しませんかと呼びかける。1年間で四、五十人いますから、四、五年遡れば二、三百人います。になっちゃうわけあるいはこの会議室の隣に、まちサポがあります。まちサポに顔を出しているサークルの人に、こういう募集がありますよということで、そういう募集していますというお知らせをしてもらうとか、あるいは自治会がありますでしょう。自治会の役員さん方に、こういう委員募集が来ていますから、なりませんかということをやっただけだって。

○a委員 わかりました。市民大学とか、自治会とか、そういうのをなくしたオープンなのが本来の公募だと思っている。

○e委員 無作為抽出を否定したわけじゃないです。

○a委員 それと、ほかの委員会をやっている人は、順位は下になりますよね。

○事務局 もともとは案外、公募委員で手を挙げてくださる方々が同じ方が多かったのです。

ですので、市政に参画する経験の少ない方に公募委員になっていただきたいというところから始まっているわけです。

○c委員 課長が今、話した話、全国どこの自治体でも問題になっています。市民参加の募

集をやると一番多いのが、近隣市役所のOB関係、二つは公務関係です、どんな市民参加もその方たちが手を挙げてきます。これは白井に限ったことじゃない。日本全国同じなのです。したがって無作為抽出は、一定の範囲としては効果的だろうと思うのです。

僕はe委員が言っている、いろいろなところに呼びかけて候補してもらえばいいじゃないか、おっしゃるとおりだと思います。しかし、ここは何人職員がいるかわからないけれども、意欲的、創造的に常にそんなことを考えている職員だけじゃないわけよね。一つの仕事をやるのに、例えば市民大学校に行って、一生懸命発言している人に公募委員になってくださいと言ったら、そういう話をする職員もいるでしょう。でも、そんな積極的な職員だけじゃないので、そういう面からいっても、抽出方式はあっていいんじゃないかな。

それで、そこから先の話だけれども、この委員会で枠をつくるというのは、僕は反対なの。そこは主管課の判断でやってもらおうと。ただし、委員は聞くよと、課の説明会のときに。それでそれぞれが判断すればいいと、私はそう思うのです。

○d委員 逆に裁量がないとね。

○c委員 裁量があって理論武装していれば、担当者が説得できると思います。

○a委員 そこでそろそろ皆さんの意見を決をとっていいですか。それとももう一つ、複数化の話があるの。

○e委員 私は一番気になったのは、総合計画で16人応募者がいたでしょう。16人いて3人しか起用されなくて、無作為抽出の人が2人ポンと入ってきたわけです。何で16人もいて3人しか選んであげないのかな、枠が5人あるのだったら、それだけ応募者がいたらもっと、16人いたら5人全部公募からとったっていいわけです。それを無作為抽出。

○事務局 e委員がおっしゃられたとおりに、手を挙げてくれた方を主にしたほうがいいのかという考えももちろんあると思いますし、実際に一般公募が足りないときに補完するという形で使っている自治体さんもいらっしゃいます。

ただ、白井市の考え方、スタンスとしては、市政に関心が少しある、自分からは積極的に応募しないけれども、声がかかれば参加しますよという方々に市政に参加していただくことに重点を置いています。市政に実際に関心がすごくあって、みずから手を挙げてくださる方もいらっしゃるのですけれども、少し関心がある層に市政に参画してもらって、市のことを知ってもらう。そういった方々が、またほかの意見交換とかワークショップとか、そういったところにも出てくれるというのが理想なのですけれども、そういう市政に関心のある層を広げていくというのが大きな効果かなと思っています。

無作為抽出を行っている自治体6市に、どういうふうに運用しているのだと聞いたのですけれども、ちなみに白井市では、各セクションには公募と名簿1対1で選出してくれというような運用をしています。なので、企画のほうもそういった割合でやっていると思います。

ほかの自治体については、1市が各課の担当課セクションで公募、名簿を自由にしてくれという判断があります。もう1市が公募の補完という形、これはe委員のおっしゃられる手法でやっている、ほかの4市については名簿オンリーというのがありました。名簿のみで。

○d委員 名簿オンリー。じゃあ登録者だけ。

○事務局 だけです。なので、本当に理由があるときに公募するというところがある

みたいです。

○c委員 多いのよ、同じ人ばかりが手を挙げちゃって。

○事務局 名簿のみというところもあるのですけれども、白井市では一般、関心のある方も主にしたほうがいいよねということで、割合を1対1にしているという状況です。

○a委員 あと性別もあるし地域別もあるかもしれないし、公募等その枠だけの話ではないでしょうから。

○c委員 同じ人が出てきます。これをどうするかというのは、今これからの問題です。無作為抽出はこれを解消する一つの方法になるし、一般市民にすると、積極的に募集と応えると地元では誤解されてみられます。ところが、市役所から無作為抽出でお声がかかって、ちょっとお手伝いに行かなくちゃいけなくなったのという、非常に行きやすい。これは、どこの市でもある。市役所から言われたからお手伝いに行っているという感覚は、割と主婦層にはいいらしいのです。ところが積極的に行ったら、あの人、市役所に何しに行っているのという話になるらしい。したがって、一つの方法かなという感じがしています。

ともかく今一番困っているのは、同じ人が出てきちゃって困っているというのは、どこの市に行っても同じ。

○e委員 私も、同じ人が来たら、それは断ったらいいと思うのです。二つも三つも。

○c委員 結論が出ない、この話って。

○e委員 白井市の方針だと思うのです。白井市として、どうやっていきたいのだよという、無作為抽出委員制度をやっていききたいとか、それはそれでいいと思うのです。我々がとやかく言う必要はない。

○c委員 自治体によっては、こういうのがあるの。1回、地方自治法の委員会の委員をやると、3年間は絶対させないというルールをつくっている自治体もある。私の知っているところは結構多い。3年と4年が。

○d委員 私も2期で卒業しますが、これを載せていただきたいということと、何年かに一度はやったほうがいいと思うので、お金はかかることですがけれども、もし今回少ないというのであれば、新たにまたしていただくなりはご検討いただくことにして、これは継続してやっていただきたいと思っています。

○a委員 時間もあれですので、まずはd委員の提案について、提言として載せるかどうか決をとりたいと思います。これに人数を入れるとか入れないというのはあるかもしれないけれども、載せることにして、賛成の方、挙手願います。

○ 委員 賛成です。

○a委員 これを載せることに了解を得ました。それで、もう一つ残っているのは、複数化の話、これも公募委員の話ですので、これはどうしますか。

○e委員 私は、これよりは①を載せてほしい。これはたった1人で公募委員さんが出て、どれだけのことができるのかなと思うので、複数は要るのではないかなというようなことです。

○a委員 さっきから言っているように、団体のメンバーでも公募でも登録者でも、一般市民なのだから、公募、公募と言う必要はないんじゃないかと思います。

つまりe委員も市民でしょう。g委員も市民でしょう。

○g委員 私が思うには、先ほど言ったように、公募委員と無作為抽出と人数を分けて広報

に載せているから、単独で1人だけだったりするわけで、それを合体した形の人数であれば、複数になっているわけでしょう。

○e委員 自殺計画は1人だけだったのですよ。

○a委員 そういうことはあり得るけれども、最近の調査票は、公募の中に内数で登録を入れていきますよね。あれはバラバラだったのです、初めは。

○d委員 変えてもらったのですよね、たしか。

○a委員 そういう整備が必要なのだと思うのです、まず。1人だということ競争率が高いからと身を引くよというか、そういうことを考えたときに、ここで公募委員を複数という表現がよろしいでしょうかという提案というか、投げかけですか。

○d委員 さっきのe委員がおっしゃっていた、1番を載せてほしいとおっしゃっている、過去の提言のフローシステムをつくりたいということに賛成します。これはいいと思う。

○e委員 複数化よりも、私は、3番より1番を上げて。

○c委員 1をとっていただければ。

○g委員 フローシステムをつかってほしいというのを提案。

○a委員 複数化はなくすのね。じゃあ、複数化削除でいいですか。

○f委員 全体的に市民参加枠が結構満たされているなという評価の事業は、非常に少なかったと思うのです。だから公募委員か登録制度かは別として、市民参加枠を全体として複数化をされて公募枠の拡充ということにしながら、それは表現があんまりくどくなくてもいけないと思うのですけれども、d委員の話とか、そういうやつをやんわりとつなげて、それで広く市民に関心を持ってもらえるようにという趣旨でまとめたらどうかなという気はしますけれども。

○c委員 だから公募委員というのが、特定しなければいいのです。市民の市民参加枠を複数にするといいのです。

○c委員 市民参加枠を複数にすると。

○a委員 これを一緒にしましょうということね。

○c委員 はい。必ず募集は若干名にしておいてもらおうと。

○a委員 それでその次、最後、きょうはe委員が提出されたことで1番について、特に平成26年からの提言についてのフォローアップを言い方はありますけれども、これまでもと言うのかあれですけれども、フォローについて提言に載せることについては、ご意見をいただけますか。

○c委員 提言してやっていないことがおかしい話です。もしやらないなら、やらない理由を言ってくればればいいと思います。

○d委員 例えばの話、市民参加の徹底とかしてハイフンして、過去の事項のフォローシステム。

○a委員 構築とか。

○d委員 とかにすればどうですか。そうしたら伝わるかな、例えばの話です。

○a委員 もちろん例えばの話。じゃあ、例えばの話でも具体的な話、これを載せますかフォローアップ。反対の人。

○c委員 賛成。

○a委員 反対はなし。

○c委員 フォローじゃわからないな。過去の提言事項の実現とか、実現状況とか。

○a委員 進捗管理みたいなことですね。

○c委員 進捗状況とか、わかりやすくしたほうがいいですね。

○e委員 フォローアップということですね。

○i委員 事務局のほうの限界もあると思うのです。これは大変難しい。

○a委員 だから、平成26年からということで限定した上でやってもらったらいかがかなということではいかがですか。

○i委員 事務局のできる範囲内でしかできないと思うのです。

○a委員 さっき平成19年度からの話を出したけれども、我々が第5期として、平成26年からのフォローアップみたいなことでよろしいですか。

じゃあフォローアップが一つと、e委員よろしいですね。

○e委員 はい。

○a委員 あと、事務局がつくっていただいた公募委員の話を合体したものを1番にして、フォローアップは2番にしますか。ということではよろしいですね。

戻って、i委員のもありますけれども

○i委員 別に難しいことを言っているわけじゃないのです。市役所でつくった文章を持っていくと、責務じゃないんじゃないかと、単純に言葉を変えれば。

○c委員 税金を納めるのは責務だけれども、市民参加に参加するのは、責務じゃなくて協力です。だから市民の協力と整理すればいいのです。自治基本条例をつくっているところも、結構この議論は多かったです。市民に責務を負わすのは何事かというのが多いのです。私も市民の協力でいいんじゃないかと思えます。今すぐ条例改正しなくても、もう少し時間をとって、この会議からこういう提言を言われたけれどもと課長が上に話してもらって、その上で条例改正ですね。でも一般的には、市民に責務を負わせなくて、やっぱり協力です。

○a委員 役割という言葉もありますね。

○i委員 役割認識も同じなのです。だから、なぜ市民の協力というのがいけないのか、よくわからないのです。

○a委員 提案なのですけどね。例えば自治基本法ものですが、前文にいれたことがあったのです。だから、これもまた議論が十分ではないのですけれども、市民の理解と協力みたいな話のことを前文にでもいれたらどうかと思ったのですが。

○i委員 ちらっとじゃ困るのです。

○a委員 時間をかけてきっちりやるにしても、まずはいれるとすればこの辺かなという気がちょっとしたのです。それはまた議論していただいてもいいのですけれども、今日はちょっと時間が。

○i委員 最低でも前文には入れてもらいたいと。

○a委員 あと残ったのは、前文について新しい事項ありますけど、また意見もらいましょうか。宿題として。それから調査票など次期に向けて整理があればそれも一緒に。あとは、事務局にまとめていただいて1月の時に議論いただきますということにしましょうか。

本日は、これで終了です。

